## 申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

地域振興部 渡良瀬遊水地課

| 許認可等の内容   |        | 栃木市藤岡遊水池会館使用料の還付    |      |       |
|-----------|--------|---------------------|------|-------|
| 根拠法令等及び条項 |        | 栃木市藤岡遊水池会館条例第10条    |      |       |
| 標準処理期間    | 根拠条項   | 未設定                 |      |       |
|           | 設定等年月日 | 平成 年                | 月    | 日設定   |
|           |        | 平成 年                | 月    | 日最終変更 |
|           | 標準処理期間 | 未設定                 |      |       |
|           | 根拠条項   | 栃木市藤岡遊水池会館条例第10条    |      |       |
|           |        | 栃木市藤岡遊水池会館条例施行規則第7条 |      |       |
|           | 参考事項   |                     |      |       |
|           | 設定等年月日 | 平成22年 3             | 3月29 | 日設定   |
|           |        | 平成29年 3             | 3月29 | 日最終変更 |

## 【基準】

栃木市藤岡遊水池会館条例抜粋

(使用料の不還付)

第10条 既納の使用料は、還付しない。ただし、別に定める事由に該当するときは、 その全部又は一部を還付することができる。

## 栃木市藤岡遊水池会館条例施行規則抜粋

(使用料の還付)

第7条 条例第10条ただし書による利用料の還付は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 利用者の責に帰さない理由により利用することができなくなったとき。
- (2) 利用期日前2日までに利用の取消しを申し出たとき。
- (3) 利用変更に相当の事由があると認めたとき。
- 2 前項の還付を受けようとする者は、藤岡遊水池会館使用料還付申請書(別記様式第7号)を市長に提出しその承認を受けなければならない。
- 3 市長が前項の申請を承認したときは、藤岡遊水池会館使用料還付決定通知書(別記様式第8号)を当該申請者に交付するものとする。

審査は